○旭川市緑の審議会条例

平成27年7月3日条例第57号

旭川市緑の審議会条例

(設置)

第1条 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画その他重要な事項について調査審議するため、旭川市緑の審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市長が適当と認めた者
 - (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたもの
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。 (委員)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第6条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28 年3月31日までとする。